4　航空灯火・電気技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること。
二　航空灯火の設置及び管理の監督に関すること。
三　類似灯火の制限に関すること。
四　昼間障害標識に関すること。
5　仙台空港事務所、成田空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所及び鹿児島空港事務所にあっては施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから、大阪空港事務所にあっては施設運用管理官のうちから、国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。
6　先任施設運用管理官は、施設運用管理官の所掌に属する事務を管理する。
7　仙台空港事務所、成田空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所及び鹿児島空港事務所の先任施設運用管理官は、前項に規定するもののほか、航空灯火・電気技術官の所掌に属する事務を管理する。

第五十六条第四項中「、大阪空港事務所」を削り、同条第九項第三号中「国内航空通信施設」の下に「及びレーダー」を加え、同条第十項を削り、同条第十一項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項から第十七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十八項中「第十四項及び第十六項」を「第十三項及び第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十九項を第十八項とする。

第六十二条第一項中「広島空港事務所」の下に「、岩国空港事務所」を加え、同条第二項に次の二号を加える。

七　着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用に関すること。
八　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。

第六十二条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第六十五条第三項中「、高松空港事務所」を削り、同条第六項中「高松空港事務所」を削る。

第六十六条第四項中「、高松空港事務所」を削る。

第六十八条中「広島空港事務所」の下に「、岩国空港事務所」を加える。

第七十三条第一項中「第六十七条第二項第一号」の下に「、第二号」を加え、「同条第三項第二号」を「同条第三項第一号（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）及び第二号」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第八十一条第二項中「紋別空港出張所」を「中標津空港出張所及び紋別空港出張所」に改め、同条第三項中「中標津空港出張所」、「、松本空港出張所」、「、能登空港出張所」及び「、奄美空港出張所」を削り、同条第四項中「福島空港出張所」の下に「、松本空港出張所」を加え、「及び佐賀空港出張所」を「、佐賀空港出張所及び奄美空港出張所」に改め、同条第五項中「帯広空港出張所」の下に「、中標津空港出張所」を加え、同条第六項中「庄内空港出張所」を「花巻空港出張所、庄内空港出張所」に改め、「鳥取空港出張所」の下に「、出雲空港出張所」を加え、同条第七項中「第六項」を「前六項」に改め、同条第八項中「及び青森空港出張所」を「、青森空港出張所及び石垣空港出張所」に改める。

第八十四条第二項中「八丈島空港・航空路監視レーダー事務所」の下に「、能登空港・航空路監視レーダー事務所」を加える。

別表第一広島空港事務所の項中「山口県（北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。）」を削り、同表広島空港事務所の項の次に次のように加える。

岩国空港事務所	岩国市
	山口県（北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。）

別表第二中「美保空港事務所」を「美保空港事務所　岩国空港事務所」に改める。

別表第三中能登空港出張所の項を削り、同表出雲空港出張所の項中「島根県簸川郡斐川町」を「出雲市」に改め、同表佐賀空港出張所の項中「佐賀県佐賀市川副町」を「佐賀市」に改める。

別表第四八丈島空港・航空路監視レーダー事務所の項の次に次のように加える。

能登空港・航空路監視レーダー事務所	輪島市

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六十五条第三項及び第六項並びに第六十六条第四項の改正規定　平成二十四年五月三十一日
二　第五条第一項、第六条の二第一号、第十二条、第十五条第二項及び第十六条の改正規定、第二十六条の二を第二十六条の三とし、第二十六条の次に一条を加える改正規定、第四十条の改正規定、第四十一条の改正規定（同条第四項に係る部分を除く。）並びに第四十四条第五項及び第七項、第四十五条、第四十六条、第五十三条並びに第五十六条第四項の改正規定　平成二十四年七月一日
三　第四十四条第一項第十号の改正規定、同条第三項第十号を削る改正規定、第五十六条の改正規定（同条第四項に係る部分を除く。）、第八十一条第三項の改正規定（「、能登空港出張所」を削る部分に限る。）、同条第八項及び第八十四条第二項の改正規定、別表第三の改正規定（能登空港出張所の項を削る部分に限る。）並びに別表第四の改正規定　平成二十四年十月一日

○国土交通省令第四十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第五十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

国土交通大臣　前田　武志

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を改正する省令

第三十八条の見出し及び同条第一項中「地震情報企画官及び即時地震情報調整官」を「地震津波防災対策室並びに地震情報企画官及び地震津波監視システム企画調整官」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　地震津波防災対策室は、災害の防止に係る地震動及び津波の予報及び警報に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（地震津波監視課及び地震予知情報課並びに地震津波監視システム企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　地震津波防災対策室に、室長を置く。

第三十八条に次の一項を加える。

5　地震津波監視システム企画調整官は、次に掲げる事務のための情報システムの整備及び運用に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
一　地震動及び津波の予報及び警報に関すること。
二　地震及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
三　地震に関する情報の収集及び発表に関すること。

第三十九条の見出し及び同条第一項中「国際地震津波情報調整官」の下に「、地震動予測モデル開発推進官」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　地震動予測モデル開発推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地震動予測モデルの開発及び改良の推進に関すること。
二　地震動予測モデルの運用に関する指導に関すること。